

平成30年 第8期 監査報告書

Audit Report 2018

平成31年 2月3日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会
(法人番号 6010705001617)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条および本法人の定款第25条に基づき、平成30年期（第8期）の事業報告、計算書類（貸借対照表、正味財産計算書、損益計算書）、これらの附属明細書、事業計画、収支予算、理事ならびに代表理事の職務執行について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1、監査方法

理事会その他の重要な会議に出席するとともに、理事会が電磁的方法による承認決議や情報共有に利用しているグループウェアならびにメーリングリストに理事と同等の閲覧・利用権限をもって参加し、理事間の協議・審議や支部と本部とのやりとりを把握し、随時必要な説明を求めました。出席できなかった理事会については、録画により内容を確認し、必要に応じて説明を求め、適切性を確認しました。職務の執行状況等についても同様の手段を用いて定期的に報告を受けました。重要な決裁文書及び報告書はグループウェアの承認決裁機能を用いて閲覧し、理事等が決裁したものを監事として確認し、適切なものに承認の決裁を下しました。会計帳簿、会計書類、その他の重要な文書を閲覧し、顧問税理士とのやりとりやその見解については代表に報告と説明を求めました。

2、監査結果

(1) 事業報告について

平成30年度には、本法人定款第3条にある事業目的に沿って実施され、その内容は、性同一性障害当事者やその理解者などを支え励まし得るような、公益性の高さを持ち合わせていたことを認めます。また、必然性のない支出を整理することで収益の改善が図られ、一定の成果が得られています。

公式リーフレットや講演、寄稿文、取材対応等を通して、LGBTと性同一性障害の違い、日常生活に具体的な困難を抱える性同一性障害当事者における医療的・福祉的支援の必要性などについて積極的に発信していったことは、大きく評価されます。来期以降もこうした戦略的広報や取材対応を続けていくことを期待します。

地域交流会事業については、これまで後継者育成が計画的に行われてこなかったことが平成28年・平成29年と続けて監査報告で指摘されていながら、未だ改善が認められません。当事者の居場所を持続的に保っていくための具体的対策を審議し、実行していくことを求めます。

平成31年3月2日開催の定時会員総会議案書に報告事項として記載されている『平成30年事業報告』は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示していることを認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書について

『平成30年期(第8期)決算報告書』にあるように、平成30年期にかかわる計算書類及びその附属明細書は、顧問税理士からの指導助言に基づいて作成されており、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることを認めます。

(3) 代表理事ならびに理事の職務執行について

本法人は過去数年にわたり、該当年度の決算資料(経常増減額表、正味財産増減計算書ならびに貸借対照表等)が整えた状態で定時会員総会を正常に開催することができていませんでした。こうしたなか、平成30年3月3日に定時会員総会が正常に行われ、決算資料についても承認決議に至ったことは大きな改善として評価されます。ただし、理事会が総会開催に関する手続きに不慣れであったとはいえ、当初2月に開催と案内していたものを急遽日時変更したことについては、改善の必要性が指摘されます。

平成30年期中の理事会は、ビデオ会議を用いるなどの工夫により、月1回の開催が予定通り確実に行われました。その内容は各地域支部の支部長・副支部長にリアルタイムに開示されるとともに、事後にも確認できるよう録画され、理事会と地域支部とが一体的に活動展開していくことに貢献したと言えます。ホームページの改修との兼ね合いというのは理解できる理由ではありますが、理事会での審議内容や決議状況が会員らに開示されていない状況は残念です。平成30年5月頃に「@gid.jp」のドメイン引き継ぎに関して想定外の事態が発生し甚大な業務負担を負っていたことから、強く非難すべき事柄とは判断されませんが、早期の解決を期待します。

以上のように、監査報告において重大な不正な行為または定款もしくは法令に違反すると指摘すべき事柄はありません。理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(4) 代表の法人ならびに理事会運営における独裁的権限および決定の有無について

代表が理事会の審議を経ずに法人の意志決定を行った事実は確認されていません。グループウェアの活用、リアルタイムならびに事後にも傍聴可能なビデオ会議による理事会の実施、地域支部の主体性をより強めるための理事定数増加の提案など、代表の独裁を発生させない監視体制と意志決定プロセスの整備が着実に進められていることを指摘します。法人ならびに理事会運営において、代表による特権的行為および独裁はないと認めます。

(5) 理事会決議について

当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項はありません。

以下余白